

(地震基準 作成要領)

※ 第1条関係

強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあつては、次により規定するものとする。
「この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。」

※ 第3条関係

全ての航路を対象として、本基準を作成することが望ましい。

※ 第4条関係

1 強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあつては、次により規定するものとする。

「地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）若しくは津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。」

2 対策組織の名称は、適宜定めるものとする。

3 対策組織編成表は、航路、船舶、要員等の実態に即して定めるものとし、組織の関係者の職名、氏名及び連絡方法を明らかにするとともに上位者の不在、連絡不能等の事態に備え、本社及び支店ごとに権限委任の順位を示す番号を付しておくものとする。

※ 第6条関係

1 市町村長及び地区旅客船協会とは連絡責任者、電話番号等につきあらかじめ打合せ、これを別図3の情報伝達図に記入しておくものとする。

2 「〇〇MHz 無線電話」は、当該船舶が使用可能な無線設備を記入するものとする。

※ 第8条関係

1 避難予定海域及び避難予定港湾については、船舶の航行区域、航行条件等を勘案して選定するものとする。

2 河川又は湖沼の航路（津波のおそれのない航路に限る。以下同じ。）に就航する船舶は（例2）により規定する。

※ 第9条関係

強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあつては、次の一項を加える。

「2 船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合においても、上記の点検等に係る措置をとるものとする。」

※ 第11条関係

1 河川又は湖沼の航路に就航する船舶以外の船舶については（例1）により規定する。

2 (1)、(2)は当該船舶が実施可能であり、かつ、予定する事項を記載する。

3 「〇〇沖合」及び「△△港」は、あらかじめ定めておく。

4 強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあつては、（例1）の(2)イを次のように規定する。

イ 津波警報等が発令されていない、又は地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。

5 夜間航行を禁じられている船舶については、（例1）に次の1号を加える。

「(3) 速やかに最寄りの安全な港に着棧し、安全を確認し、旅客を下船させたうえ、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずる。」

6 河川又は湖沼の航路に就航する船舶については（例2）により規定する。

※ 第12条関係

旅客の避難要領については、あらかじめ関係市町村長と協議し、その内容を別紙として本基準に添付する。

※ 第13条関係

1 「防災対策部長」は、対策組織において防災対策を所掌する者とする。

2 「防災対策実施状況通報機関一覧表」については、運輸局等、海上保安部、警察署、市町村等と通報の必要性の有無、通報担当者、通報方法等につき、あらかじめ協議し、別表として本基準に添付する。

※ 第14条関係

河川又は湖沼の航路に就航する船舶については規定しない。

※ 第 15 条関係

強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあつては、次により規定するものとする。

「第 10 条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。」

※ 第 16 条関係

海上への避難を計画しない船舶については、規定しない。

※ 第 18 条関係

「〇〇部」は、教育・研修担当部である。組織が小さく運航管理者の所掌に教育・研修がある場合には「〇〇部と協力して」を削除する。

※ 第 19 条関係

「総務部長」は、対策組織において旅客対策を所掌することと定めた者の平常時の職名を記載する。